

平成 20 年 5 月 14 日

大阪市教育長 永 井 哲 郎 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-90-32 号及び第 19-90-41 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 19 年 9 月 26 日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、関係所属が取られた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

1 確認内容

- (1) 勤務開始時点で全職員の勤怠の把握ができていること。
- (2) 年休整理簿について、後の事情変更を想定して行っていた鉛筆書きが廃止されていること。
- (3) 勤怠関係書類の承認手続きが出張中などやむを得ない場合を除き、日々適正に処理されていること。

(参考) 勧告の概要

- ①勤務時間中にもかかわらず職員の勤怠状況が把握されていないため、勤怠管理を適正に行うこと。
- ②出勤簿等の勤怠関係書類の事務処理が必ずしも適正とは言えないため、勤怠関係書類の取扱いを適正に行うこと。